

精米工場等視察時のヒアリング概要

精米工場等視察での意見及び事実確認等①

論点1 品位の表示について

Q1 ふるい目の大きさについてはどのように設定しているのか？

→ 品種により大きさが違うため、それぞれにあったふるい目を使用している。(工場)

Q2 精米時の碎粒の発生率は？

→ 玄米の品質により異なるが、品種・産年・産地等によっても違う。碎粒の割合を0%にすることを目標にしているが、必ず数%入り、流通の過程でも発生する。(工場)

Q3 工場で精米時に発生した碎粒については、どのように扱っているのか？

→ 碎粒を再投入する工程はなく、碎粒を入れる行為は、逆に手間がかかる。碎粒を集めて再利用することはない。工場において、ふるいにかけて発生した碎粒はすべて一箇所に集められ、「碎粒」と表示して保管している。碎粒は、別業者が引き取り、煎餅屋などの加工食品の原材料用として利用される。(工場)

Q4 碎粒を仕入れることはあるか？

→ 碎粒を製品に入れることはない。むしろ、碎粒を取り除かないと、消費者のクレームとなる。(工場・精米店)

Q5 製品の検査についてはどのようにしているか？

→ 碎粒の割合等について、製品ロット毎に検査をしているが、全品検査することは難しい。サンプリングした検査結果をもって、すべての製品に碎粒の割合を表示することは、工場として表示の確かさを保証できない。(工場)

精米工場等視察での意見及び事実確認等②

論点2 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について

Q1 農産物検査法以外の検査証明は可能か？

→ 農産物検査の証明は、取引規格の証明として定着している。精米工場の現場では、担当者が原料玄米袋1袋1袋に個々に付される農産物検査法の証明で、品種、産年をチェックしている状況。農産物検査法以外の証明が可能かどうかは、現場でどのような方法なら対応できるのか、想定できない。(工場)

Q2 未検査米の取り扱いはあるか？

→ 未検査米の場合には、原料受け入れ時に再度工場側で検査し、品質を確認しなければならない。検査の手間と表示を担保できない理由から、未検査米はほとんど取り扱わない。(工場)

→ 精米小売店では、農家と直接契約することにより、未検査米も取り扱っている。この場合、品種、産年は証明できない。(精米店)

Q3 DNA検査は取り入れているか？

→ 全量ではないが、DNA検査を銘柄の確認のために抜き取り検査を行っている。コスト・時間がかかることが問題である。いままで、DNA検査の結果で問題はなかった。(工場)

精米工場等視察での意見及び事実確認等③

論点3 複数原料米の都道府県名等の産地・品種・産年の表示について

Q1 複数原料米の取り扱いはあるか？

→ 取り扱いはある。単一原料米が9割、複数原料米が1割程度である。荷受時に玄米の段階で配合することが大半である。他には、玄米タンクの計量器から取り出す方法と精米されたものを配合する方法がある。(工場)

Q2 配合についてどのように把握しているか？

→ 複数原料米について、配合割合はわかるが、それぞれの製品ロット毎の産地、品種はバラバラでそれを表示すると包材の種類が多くなり、コスト・手間がかかり表示切り換えの対応が難しい。(工場)

Q3 どれ位の頻度で、使用原料米の種類が変わるのか？

→ ブレンド米に使う原料米は、①食味を調整するための米、②価格に見合った原料米、③在庫の端数などを組み合わせるため、日々その時々に応じて適宜配合を行なうので、表示の切換えが煩雑となる。(工場)

Q4 工場では、トレーサビリティについて取り組んでいるか？

→ 工場内では、原料玄米の入荷から製品出荷まで、内部トレーサビリティを実施し、仕入先と出荷先を個別にトレースできるシステムを導入している。(工場)